○四国地方整備局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月十九日

四国地方整備局長　平井　秀輝

一　施行者の名称　高知県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第千四百二十号幡東都市計画公園事業九・六・一号土佐西南大規模公園（大方地区）

三　事業施行期間　自昭和四十七年八月九日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月十九日

四国地方整備局長　平井　秀輝

一　施行者の名称　高知県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第千四百二十一号中村都市計画公園事業九・六・一号土佐西南大規模公園

三　事業施行期間　自昭和四十七年八月九日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月十九日

四国地方整備局長　平井　秀輝

一　施行者の名称　高知県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第千四百二十一号幡東都市計画公園事業九・六・一一号土佐西南大規模公園（佐賀地区）

三　事業施行期間　自昭和四十七年八月九日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十九日

九州地方整備局長　増田　博行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号及び五百二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
臼杵市野津町大字野津市字南町四〇七番一から同市野津町大字野津市字中津留九九〇番五まで	前	一三・〇メートル～二四・一〇メートル
	後	一一・四メートル～二四・一〇メートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

○九州地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十九日

九州地方整備局長　増田　博行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号及び五百二号	臼杵市野津町大字野津市字南町四〇七番七から同市野津町大字野津市字中津留九九〇番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月十九日

官庁報告

官庁事項

労働災害防止計画に関する公示

第13次労働災害防止計画を次のとおり定めたので、公示する。

平成30年3月19日

厚生労働大臣　加藤　勝信

第13次労働災害防止計画

はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで12次にわたり策定してきた。

この間、産業災害や職業性疾病の防止に取り組む国、事業者、労働者等の関係者に対し、安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、我が国の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善した。

しかしながら、近年の状況を見ると、労働災害による死亡者の数（以下「死亡者数」という。）こそ減少しているものの、いまだその水準は低いといえず、第三次産業の労働者数の急速な増加や労働力の高齢化もあって、労働災害による休業4日以上の死傷者の数（以下「死傷者数」という。）に至ってはかつてのような減少は望めず、これまでとは異なった切り口や視点での対策が求められている。

また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中で、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、過労死研究の推進とその成果を活用しつつ、労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等に取り組むことが必要になっているほか、治療と仕事の両立への取組を推進することも求められている。このほか、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化も必要となっている。

その他、大規模な自然災害による被害からの復旧・復興工事や東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業における安全衛生の確保はもとより、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として我が国全体の安全や健康への意識の底上げにつなげていくことも考えられる。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、2018年度を初年度として、5年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第13次労働災害防止計画」をここに策定する。